

**食品衛生・生活衛生関連重点支援交付金活用事業
事務局運営業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項**

本県では、物価高騰等の影響を受ける「飲食店事業者」や「公衆浴場」「クリーニング所」を対象に、各事業者の経営健全化、事業継続に向け、経済的な支援事業を実施します。

この業務を実施する事業者を次のとおり募集します。

なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があります。

1 業務名

食品衛生・生活衛生関連重点支援交付金活用事業事務局運営業務

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託費の上限額

92,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託費とは別に、プレミアム分として450,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を県から支給する。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

5 募集のスケジュール（予定）

令和8年6月29日（月）	募集開始
“ 7月 8日（水）まで	質問書の受付期限
“ 7月13日（月）まで	参加申込書等の提出期限
“ 7月23日（木）まで	企画提案書等の提出期限
“ 7月下旬頃	プレゼンテーション実施
“ 8月上旬頃	選定結果通知
“ 8月上旬頃	契約の締結

6 参加資格

参加者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員）をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

7 提出書類等

(1) 提出書類

次のとおり書類を提出すること。

提出書類	部数	提出期限
参加申込書（様式第1-1号） ※共同企業体の場合は、様式第1-2号を使用すること。	原本1部	令和8年 7月13日(月) 午後5時
共同企業体協定書兼委任状（様式第2号） ※共同企業体による参加申込の場合にのみ提出すること。		
誓約書（様式第3号） ※共同企業体の場合、構成する全ての事業者が提出すること。		
組織概要及び類似業務実績（様式第4号） ※類似業務実績は過去5年程度内の実績(最大5件)とする。	原本1部 副本6部	令和8年 7月23日(木) 午後5時
企画提案書（様式第5号） ※仕様書の内容、「10 審査基準等」等を踏まえて作成することとし、次の項目は必ず記載すること。 ・業務の実施体制 ・業務のスケジュール ・事業のスキーム ・事業者のサポート体制 ・セキュリティ体制 ・事業の広報周知		
見積書（様式第6号）	1部	※共同企業体による参加を行う場合にあつては、構成する全ての事業者が提出すること。
法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行から3カ月以内のもの ※個人事業主の場合は開業届のコピー		
直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、又はこれに類するもの		
県税及び国税に未納がない旨の証明書 ※発行から3カ月以内のもの		

(2) 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便等配送記録が確認できるもの）により、「12 担当課」あて提出すること。

(3) その他

参加表明書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を上記（2）と同様の方法により提出すること。

8 応募に関する留意事項

(1) 当該企画提出に要する全ての経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は原則返却しない。

(3) 次に掲げる項目のいずれかに該当した場合、応募は無効とする。

① 本募集要項の規定に適合しないもの。

② 虚偽の内容が記載されているもの。

③ 審査の公平性を害する行為があつたもの。

④ 著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めたもの。

(4) 応募は1参加者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本業務の他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。

(5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。

ただし、書類の不足や不備の補完については、この限りではない。

(6) 提出する資料に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

9 質問及び回答

- (1) 受付期間
令和8年6月29日(月)から同年7月8日(水)午後5時まで
- (2) 質問の提出方法
質問書(様式第8号)を「12 担当課」あて電子メールにより提出すること。
なお、電子メール送信後、電話にて確認を行うこと。
- (3) 質問の内容
原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。
- (4) 質問に対する回答
質問者に対して電子メールにより、令和8年7月10日(金)までに回答するほか、
県ホームページ上に質問の内容と回答を掲載する。

10 審査基準等

- (1) 審査方法
 - ① 提出された企画提案書をもとに、当該委託業務の審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。
 - ② 審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ上位の者を、契約の相手方の候補者とする。
 - ③ 提案者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ提案者に説明を依頼する。
 - ④ プレゼンテーション審査は徳島市内において開催し、詳細は参加者あて別途連絡する。
 - ⑤ プレゼンテーションを行う者は、1者あたり3名までの参加とする。
 - ⑥ プレゼンテーションの所要時間は説明15分、質疑15分の計30分程度とする。
 - ⑦ 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- (2) 審査基準
 - ① 審査委員が別表の評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。
 - ② 合計点が同点となった場合及び合計点が最も高い提案者と過半数を超える委員が最も高く採点した提案者が異なる場合は、審査委員の協議により決定することとする。
 - ③ 合計点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その合計点が全体の6割以上でない場合、又は各評価項目のいずれかの評点が配点の5割に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。
- (3) 審査結果の通知及び公表
審査結果は、審査後速やかに提案者に通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページで公表する。

11 契約に関する事項

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から委託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に、改めて事業計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

12 担当課

徳島県生活環境部安全衛生課 食品安全・生活衛生担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-2229
メールアドレス anzeneiseika@pref.tokushima.jp

<別表> 審査基準

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な業務スケジュールが示され、類似業務実績等から円滑な業務運営が期待できるか。 ・ 想定されるリスク（スケジュール遅延、システム障害、申請殺到など）に対し、対応策や危機管理体制が具体的に示されているか。 	10点
事業設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすく、利便性の高い事業設計となっているか。 ・ 公平性や安全性が担保された事業設計となっているか。 ・ デジタルツールや手続きに不慣れな対象者に対する配慮や工夫がなされているか。 ・ その他効果的な追加提案がある等、創意工夫のある事業となっているか。 	20点
事業者のサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン申請システムが構築されるとともに、非システム申請者にも対応できる体制となっているか。 ・ 利用対象店舗の増加に向け、店舗への説明体制や広報方法の工夫がなされているか。 ・ 事業者負担の軽減が期待できる、コールセンター等によるサポート体制が提案されているか。 ・ 十分な支払機会が設定され、速やかな支払の実施、丁寧な締切周知など、換金や支給支援に係る体制は充実しているか。 	20点
広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用のWebサイトが適切な時期に開設され、対象者の利便性に配慮したものであるか。 ・ 対象者の利用促進に向け、具体的かつ効果的な手法が提案されているか。 ・ クーポンの完売対策や申請漏れの防止など、補助金の有効活用に向けた具体的な提案がなされているか。 ・ Web以外の広報方法（ポスター等を含む）では、事業浸透が期待できる、効果的な手法が提案されているか。 	20点
コールセンター運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設時期やオペレーター配置など、適切に対応できる体制となっているか。 ・ FAQの充実など、問合せを減らす工夫がされているか。 	10点
セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金品や個人情報等データの取扱方法は適切で、安全なものとなっているか。 ・ 偽造や虚偽申込等不正を抑止するための十分な技術や知識を有し、効果的な対策が講じられているか。 	10点
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積限度額以下であり、積算内容や根拠が明確に示され、提案業務内容に対して妥当なものか。 ・ 運営統合等によるコスト縮減の工夫がされているか。 	10点
合計点		100点